

日本から出国される外国人のみなさまへ

◎ 脱退一時金は、次のすべての条件に該当するときに請求することができます。

国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求する必要があります。

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方
- ③ 日本に住所を有していない方
※再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する場合は、転出届の提出をしたとき。⇒P5へ
- ④ 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことがない方

提出書類

「脱退一時金請求書(国民年金／厚生年金保険)」

添付書類

- ① パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
 - ② パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日が確認できるページ)
 - ③ 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。)
 - ④ 国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類
- ◎ なお、帰国前に日本国内から請求書を提出される場合には、上記②の代わりに日本国外に転出予定である旨が記載された住民票の写しや住民票の除票等、市区町村に転出届を提出したことを確認できる書類を添付し、住民票の転出(予定)日以降に日本年金機構へ提出してください。

※脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。

《注意》⇒次ページへ

年金制度に6ヶ月以上加入されていた方は、脱退一時金を受け取ることができますが、脱退一時金を受け取った場合の注意点がございますので、次ページの注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご検討ください。

Japan Pension Service



<http://www.nenkin.go.jp/>

脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は、日本の年金制度に加入していた期間(以下「加入期間」という。)ではなくなります。以下の注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご検討ください。

① 老齢年金の資格期間が10年に短縮

(2017年8月より、25年から10年に短縮)

年金受け取りに必要な資格期間が10年(120月)以上あると、日本の老齢年金を受け取ることができます。

「資格期間」とは？

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎厚生年金保険や共済組合等の加入期間
- ◎日本の年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(合算対象期間)

※資格期間が10年(120月)以上ある方は、脱退一時金を受け取ることができません。

※合算対象期間は、過去に日本の年金制度に加入していなかった場合などでも、資格期間に含むことができる期間です。(ただし、年金額の算定には反映されません)

例えば、日本で永住許可を得た外国籍の方については、海外在住期間のうち、1961年4月から永住許可を取得するまでの期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)が合算対象期間となります。

その他、詳細については年金事務所へお問い合わせください。

② 加入期間の通算

日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間のある方は、一定の要件のもと加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。

◎ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金の計算の基礎となった期間は通算することができなくなります。

※年金通算の社会保障協定を締結している相手国(2017年8月現在)

ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク

③ 支給額計算の上限

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、36ヶ月を上限として計算されます。(長期間(37ヶ月以上)日本の年金制度に加入されていた方が脱退一時金を請求した場合、脱退一時金の支給金額は36ヶ月を上限として計算されますが、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなります。)

* 脱退一時金にかかる税金について

国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。

非居住者の方が「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を税務署に提出することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。

申告書の提出先は、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署となります。

申告及び還付金の受け取りのためには、帰国前に、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署へ「納税管理人届出書」(この様式は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載しています。)を提出する必要があります。なお、「納税管理人届出書」を提出しないで帰国した場合には、申告時に「納税管理人届出書」を申告書と併せて提出してください。また、納税管理人の資格は、日本に住所地又は居所地を有すること以外に特にありません。(申告などの手続について、ご不明な点は税務署にお尋ねください。)脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を納税管理人に送付してください。

* 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合

請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族が代わりに給付を受けることができます。(本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。)

要回国的各位外国人

◎ 退出补助金在具备以下全部条件时可以申请。

丧失国民年金、厚生年金保险或共济组合的被保险者资格，在日本不再有住址那天算起 2 年以内必须提出申请。

- ① 不具有日本国籍者
- ② 属于国民年金第 1 号被保险者的保险费缴纳完毕期间的月数和相当于保险费四分之一免除期间月数的四分之三的月数、相当于保险费半价免除期间月数的二分之一的月数和相当于保险费四分之三免除期间月数的四分之一加在一起后的总月数、或者厚生年金保险的被保险者期间的月数在 6 个月以上者
- ③ 在日本没有住址者
※取得再入国许可及视同再入国许可回国者如果已提交迁出申报。→至 P6
- ④ 未曾领取过年金（含伤病残疾补贴）者

提交材料

“退出补助金申请书”（国民年金/厚生年金保险）

附加材料

- ① 护照复印件（可确认姓名、出生日期、国籍、签名、居留资格的页面）。
 - ② 护照复印件（确认您最后从日本离境的页面）。
 - ③ 可确认“银行名”、“分行名”、“分行地址”、“账户号码”以及“申请者本人的账号名义”的材料（银行出具的证明等。或者“银行账号证明印章”一栏中盖有银行证明印章。）
 - ④ 国民年金手册、其它可确认基础年金号码的资料
- ◎ 如果回国前在日本国内提交申请书，为替代上述②，请附上注明预定迁往日本国外字样的住民票复印件或住民票的除票等，可确认已向市区町村提交迁出申报的资料，于住民票的迁出（预定）日以后向日本年金机构提交。

※领取退出补助金的条件要求在日本年金机构受理申请书之日在日本没有住址。

《注意》⇒至下一页

参保日本年金制度 6 个月以上者可以领取退出补助金，但领取退出补助金时需要注意一些事项，请仔细阅读下一页的注意事项，在权衡将来的年金领取额后，再考虑申请退出补助金。

领取退出补助金时，已成为退出补助金计算基础的年份，已不再是参保日本年金制度的年份（以下称作“参保年份”）。请仔细阅读以下注意事项，在权衡将来的年金领取额后，再考虑申请退出补助金。

① 老龄年金的资格年份缩短为 10 年

(2017 年 8 月起从 25 年缩短为 10 年)

领取年金所需的资格年份达到 10 年（120 个月）以上时，就可领取日本老龄年金。

何谓“资格年份”

- ◎缴纳国民年金保险费的年份或免缴的年份
- ◎厚生年金保险或共济组合等的参保年份
- ◎未参保日本年金制度也可算入资格年份的年份（合计适用年份）

※资格年份为 10 年（120 个月）以上者不可领取退出补助金。

※合计适用年份指的是即使过去未参保日本的年金制度也可包含在资格年份中的年份。（但不反映在年金额的核定中）

例如，在日本取得永住许可的外籍人士，在海外居住期间中 1961 年起至取得永住许可为止的年份（限于 20 岁以上、未满 60 岁的年份）被算作合计适用年份。

其它详情请向年金事务所询问。

② 参保年份的通算

在与日本签订年金通算协定的国家有年金参保年份者，若符合条件可以通算年金参保年份，有可能可以领取日本及协定对方国的年金。

◎但若领取退出补助金，则不可再通算作为退出补助金计算基础的年份。

※签订年金通算的社会保障协定的国家（截至 2017 年 8 月）

德国、美国、比利时、法国、加拿大、澳大利亚、荷兰、捷克、西班牙、爱尔兰、巴西、瑞士、匈牙利、印度、卢森堡

③ 补助金计算的上限

退出补助金的领取金额根据参保日本年金的月数，以 36 个月为上限进行计算》。（长期（37 个月以上）参保日本年金的人在申请退出补助金时，以 36 个月为上限计算退出补助金的领取金额，申请退出补助金以前的所有年份将不再是年金参保年份。）

* 关于退出补助金需缴纳的税款

国民年金的退出补助金不征收源泉所得税，但厚生年金保险的退出补助金在支给时，将源泉征收 20.42% 的税金。

非居住者通过向税务署提交“退税所得选择课税的退税申告书”，有可能会可以领取源泉征收的税金的退税。申告书的提交处为管辖您在日本国内最后住所或居住地的税务署。

申告及领取退税需要在回国前向管辖您在日本国内最后住所或居住地的税务署提交“纳税管理人申报书”（表格登载在国税厅主页上 (<https://www.nta.go.jp>)。如果没提交“纳税管理人申报书”就已回国，请在申告时与申告书一起提交“纳税管理人申报书”。另外，纳税管理人的资格仅需在日本有住所或居住地即可。（关于申告等的手续如有不明白之处，请向税务署询问。）

在汇寄退出补助金的同时，寄送“退出补助金支给决定通知书”，请将原件交给纳税管理人。

* 申请人如果还未领取退出补助金就死亡时

申请人死亡当时同一生计的配偶、子女、父母、孙子孙女、祖父母、兄弟姐妹、其他 3 等亲以内的亲属可代为领取。（仅限于本人死亡前已提交请求书的情况。）

再入国許可及びみなし再入国許可を受けて出国される方へ

再入国許可を受けて出国される場合でも、市区町村に転出届を提出したときは、脱退一時金の請求をすることができます。

— POINT —

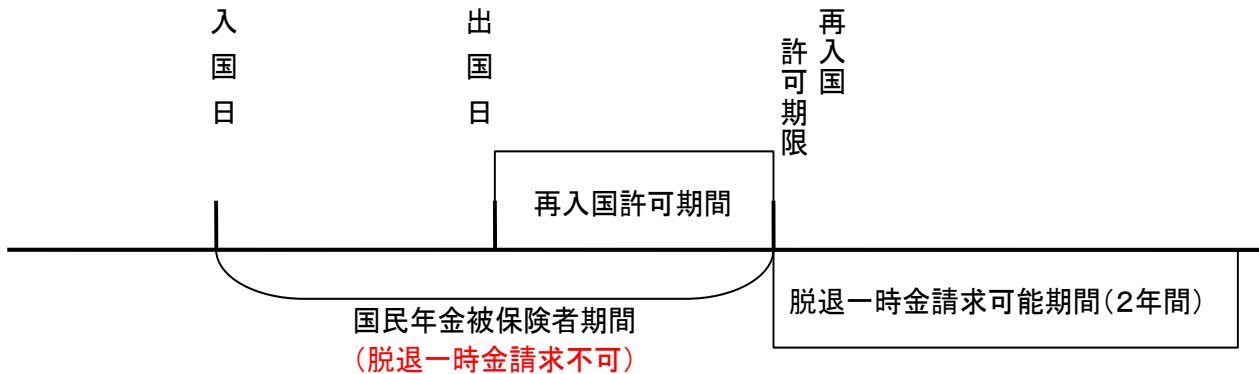
転出届を提出していない場合、再入国許可期間内は、原則として脱退一時金を請求することができません。

再入国許可を受けて出国する方でも、国外へ住所を移す場合には、市区町村へ転出届を提出する必要があります。市区町村へ転出届を提出したうえで、再入国許可を受けて出国している方は、脱退一時金を請求することができます。

この場合、転出日の翌日(国民年金の資格喪失日)から2年間は脱退一時金の請求可能期間となります。

《転出届を提出せずに出国した場合》

* 再入国許可を受けた方が再入国許可の有効期間までに再入国しなかった場合



原則として、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できません。なお、国民年金の被保険者資格の喪失日(再入国許可の有効期間(みなし再入国許可期間)が経過した日)から2年間は脱退一時金の請求可能期間となります。

※再入国許可期限内であっても住民票が消除される場合がありますので、脱退一時金請求の[時効起算日](#)についてはご注意ください。

取得再入国许可和视同再入国许可可回国的各位

向市区町村提交迁出申报后，取得再入国许可回国者可申请年金退出补助金。

—要点—

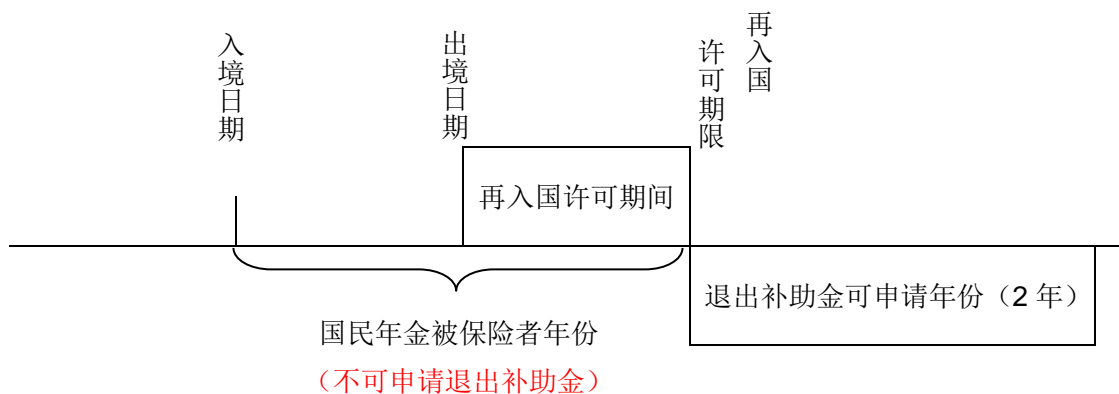
若没有提交迁出申报，在再入国许可期间之内，原则上不可以申请年金退出补助金。

取得再入国许可回国者在向国外迁移住址时，也有必要向市区町村提交迁出申报。向市区町村提交迁出申报之后，取得再入国许可回国者可申请年金退出补助金。

这种情况时，迁出日的次日（国民年金的资格丧失日）起2年内为可申请退出补助金的时期。

《若未提交迁出申报回国时》

*如果取得再入国许可者在再入国许可有效期内没有再次入境



再入国许可有效期内因被看作国民年金的被保险者，所以原则上不能申请年金退出补助金。从国民年金的被保险者资格的丧失之日（再入国许可的有效期（视同再入国许可期）的期满日）起2年之内为可申请年金退出补助金的期限。

※再入国许可有效期内也有住民票被删除的情况，因此请注意申请年金退出补助金的[时效起算日](#)。

国民年金被保険者の受給金額

中文

外国籍の方が、日本国内に住所を有しなくなった後に脱退一時金を請求することができます。
 第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と
 保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、
 保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、
 保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数
 を合計した月数が6か月以上あって、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。
 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（日本国内に住所を有しなくなった日）から
 2年以内に請求してください。

受給金額

最後に保険料を納付した月により、受給金額は以下のとおりとなります。

- ◇ 最後に保険料を納付した月が平成29年度に属する場合と平成29年3月以前の場合の受給金額は、下記の表のとおりとなります。

対象月数	脱退一時金額					
	平成29年4月から平成30年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成28年4月から平成29年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成27年4月から平成28年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成26年4月から平成27年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成25年4月から平成26年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成24年4月から平成25年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額
6月以上12月未満	49,470円	48,780円	46,770円	45,750円	45,120円	44,940円
12月以上18月未満	98,940円	97,560円	93,540円	91,500円	90,240円	89,880円
18月以上24月未満	148,410円	146,340円	140,310円	137,250円	135,360円	134,820円
24月以上30月未満	197,880円	195,120円	187,080円	183,000円	180,480円	179,760円
30月以上36月未満	247,350円	243,900円	233,850円	228,750円	225,600円	224,700円
36月以上	296,820円	292,680円	280,620円	274,500円	270,720円	269,640円

対象月数	脱退一時金額					
	平成23年4月から平成24年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成22年4月から平成23年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成21年4月から平成22年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成20年4月から平成21年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成19年4月から平成20年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成18年4月から平成19年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額
6月以上12月未満	45,060円	45,300円	43,980円	43,230円	42,300円	41,580円
12月以上18月未満	90,120円	90,600円	87,960円	86,460円	84,600円	83,160円
18月以上24月未満	135,180円	135,900円	131,940円	129,690円	126,900円	124,740円
24月以上30月未満	180,240円	181,200円	175,920円	172,920円	169,200円	166,320円
30月以上36月未満	225,300円	226,500円	219,900円	216,150円	211,500円	207,900円
36月以上	270,360円	271,800円	263,880円	259,380円	253,800円	249,480円

外国籍人士在日本国内不再有住址后可申请退出补助金。

属于第一号被保险者的保险费缴纳完毕年份的月数和相当于保险费四分之一免除年份月数的四分之三的月数、相当于保险费半价免除期限的月数的二分之一的月数、和相当于保险费四分之三免除年份月数的四分之一加在一起后的总月数，在6个月以上、且限于未行使年金领取权者。

请在丧失国民年金的被保险者资格（在日本国内不再有住址日）起2年内申请。

领取金额

根据最后缴纳保险费的月份，可以领取的金额如下。

◇ 如果最后缴纳保险费的月份在2017年度和在2017年3月以前，可领取的金额如下表。

对象月数	退出补助费					
	2017年4月到2018年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2016年4月到2017年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2015年4月到2016年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2014年4月到2015年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2013年4月到2014年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2012年4月到2013年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额
6个月以上12个月未满足	49,470日元	48,780日元	46,770日元	45,750日元	45,120日元	44,940日元
12个月以上18个月未满足	98,940日元	97,560日元	93,540日元	91,500日元	90,240日元	89,880日元
18个月以上24个月未满足	148,410日元	146,340日元	140,310日元	137,250日元	135,360日元	134,820日元
24个月以上30个月未满足	197,880日元	195,120日元	187,080日元	183,000日元	180,480日元	179,760日元
30个月以上36个月未满足	247,350日元	243,900日元	233,850日元	228,750日元	225,600日元	224,700日元
36个月以上	296,820日元	292,680日元	280,620日元	274,500日元	270,720日元	269,640日元

对象月数	退出补助费					
	2011年4月到2012年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2010年4月到2011年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2009年4月到2010年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2008年4月到2009年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2007年4月到2008年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2006年4月到2007年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额
6个月以上12个月未满足	45,060日元	45,300日元	43,980日元	43,230日元	42,300日元	41,580日元
12个月以上18个月未满足	90,120日元	90,600日元	87,960日元	86,460日元	84,600日元	83,160日元
18个月以上24个月未满足	135,180日元	135,900日元	131,940日元	129,690日元	126,900日元	124,740日元
24个月以上30个月未满足	180,240日元	181,200日元	175,920日元	172,920日元	169,200日元	166,320日元
30个月以上36个月未满足	225,300日元	226,500日元	219,900日元	216,150日元	211,500日元	207,900日元
36个月以上	270,360日元	271,800日元	263,880日元	259,380日元	253,800日元	249,480日元

外国籍の方が、日本国内に住所を有しなくなった後に脱退一時金を請求することができます。脱退一時金は厚生年金保険の保険料を6か月以上支払い、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（日本国内に住所を有しなくなった日）から2年以内に請求してください。

受給金額

脱退一時金は、被保険者期間に応じて、以下のとおり計算されます。この給付は、課税の対象となります。（2 ページ目参照）

◇ **計算式**

脱退一時金額＝平均標準報酬額*** × 支給率*（厚生年金保険の被保険者期間に応じた支給率は次の表のとおりです。）

厚年被保険者期間 月数	最終月が平成21年9月 から平成22年8月の場合の率	最終月が平成22年9月 から平成23年8月の場合の率	最終月が平成23年9月 から平成24年8月の場合の率	最終月が平成24年9月 から平成26年8月の場合の率	最終月が平成26年9月 から平成27年8月の場合の率	最終月が平成27年9月 から平成28年8月の場合の率	最終月が平成28年9月 から平成29年8月の場合の率	最終月が平成29年9月 から平成30年8月の場合の率
6 月以上 12 月未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
12 月以上 18 月未満	0.9	0.9	1	1	1	1	1.1	1.1
18 月以上 24 月未満	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6
24 月以上 30 月未満	1.8	1.9	1.9	2	2.1	2.1	2.1	2.2
30 月以上 36 月未満	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7
36 月以上	2.8	2.8	2.9	3	3.1	3.1	3.2	3.3

【参考】平成17年4月以降の厚生年金保険の被保険者期間がある方の計算式について
脱退一時金額＝平均標準報酬額***

× 支給率{(保険料率**** × 1 / 2) × 被保険者期間月数に応じた数**}

**被保険者期間月数に応じた数については次のとおりです。

厚年被保険者期間月数	支給率計算に用いる数
6 月以上 12 月未満	6
12 月以上 18 月未満	12
18 月以上 24 月未満	18
24 月以上 30 月未満	24
30 月以上 36 月未満	30
36 月以上	36

***平均標準報酬額

◇ 厚生年金保険被保険者期間の全部が平成15年4月以後の方

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

◇ 厚生年金保険被保険者期間の全部又は一部が平成15年3月以前の方

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年3月以前の被保険者期間の各月の標準報酬月額} \times 1.3 + \text{平成15年4月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

****保険料率

最終月が1月～8月の場合、前々年10月時点の保険料率になります。
最終月が9月～12月の場合、前年10月時点の保険料率になります。

外国籍人士在日本国内不再有住址后可申请退出补助金。

符合领取退出补助金条件者为，缴纳了 6 个月以上的厚生年金保险的保险费，尚未享受厚生年金领取权者。

请在丧失国民年金的被保险者资格（在日本国内不再有住址日）起 2 年内申请。

领取金额

退出补助金根据被保险者年份计算如下。领取退出补助金时将被征税。（参照第 4 页）

◇ 计算式

退出补助金额 = 平均标准报酬额^{***} × 支付率*（*厚生年金保险的被保险者年份的支付率如下表计算。）

厚生被保险者期间月数	最后一个月在 2009 年 9 月~2010 年 8 月时的比率	最后一个月在 2010 年 9 月~2011 年 8 月时的比率	最后一个月在 2011 年 9 月~2012 年 8 月时的比率	最后一个月在 2012 年 9 月~2014 年 8 月时的比率
6 个月以上 12 个月未滿	0.5	0.5	0.5	0.5
12 个月以上 18 个月未滿	0.9	0.9	1	1
18 个月以上 24 个月未滿	1.4	1.4	1.4	1.5
24 个月以上 30 个月未滿	1.8	1.9	1.9	2
30 个月以上 36 个月未滿	2.3	2.4	2.4	2.5
36 个月以上	2.8	2.8	2.9	3

厚生被保险者期间月数	最后一个月在 2014 年 9 月~2015 年 8 月时的比率	最后一个月在 2015 年 9 月~2016 年 8 月时的比率	最后一个月在 2016 年 9 月~2017 年 8 月时的比率	最后一个月在 2017 年 9 月~2018 年 8 月时的比率
6 个月以上 12 个月未滿	0.5	0.5	0.5	0.5
12 个月以上 18 个月未滿	1	1	1.1	1.1
18 个月以上 24 个月未滿	1.5	1.6	1.6	1.6
24 个月以上 30 个月未滿	2.1	2.1	2.1	2.2
30 个月以上 36 个月未滿	2.6	2.6	2.7	2.7
36 个月以上	3.1	3.1	3.2	3.3

【参考】有关 2005 年 4 月以后厚生年金保险的被保险者年份的计算公式

退出补助金额 = 平均标准报酬额*** × 支付率 { (保险费率**** × 1/2) × 根据被保险者年份月数的数字** }

**根据被保险者年份月数的数字, 如下表

厚生被保险者年份月数	支付率计算使用数
6 个月以上 12 个月未满	6
12 个月以上 18 个月未满	12
18 个月以上 24 个月未满	18
24 个月以上 30 个月未满	24
30 个月以上 36 个月未满	30
36 个月以上	36

*****平均标准报酬额**

- ◇ 厚生年金保险的被保险者年份全部为 2003 年 4 月以后的计算方法

$$\text{平均标准报酬额} = \frac{\text{被保险者年份各月的标准报酬额月额和标准奖金额的合计}}{\text{全被保险者年份的月数}}$$

- ◇ 厚生年金保险被保险者年份的全部或部分在 2003 年 3 月以前的计算方法

$$\text{平均标准报酬额} = \frac{\begin{array}{l} \text{2003年3月以前的被保险者年份内} \\ \text{各月的标准报酬额} \times 1.3 \end{array} + \begin{array}{l} \text{2003年4月以后的被保险者年份内} \\ \text{各月的标准报酬额月} \text{和标准奖金额的合计} \end{array}}{\text{全被保险者年份的月数}}$$

******保险费率**

最后月份在 1 月～ 8 月时, 为前年 10 月时的保险费率。

最后月份在 9 月～12 月时, 为上一年 10 月时的保险费率。

将退出补助金向日本国外汇寄时所使用的货币如下。

脱退一時金を日本国外へ送金する際に使用する通貨は次のとおりです。

Australia	オーストラリア	Australian Dollar	オーストラリア・ドル
Austria	オーストリア	Euro	ユーロ
Belgium	ベルギー	Euro	ユーロ
Canada	カナダ	Canadian Dollar	カナダ・ドル
Cuba	キューバ	Euro	ユーロ
Cyprus	キプロス	Euro	ユーロ
Denmark	デンマーク	Danish Krone	デンマーク・クローネ
Estonia	エストニア	Euro	ユーロ
Finland	フィンランド	Euro	ユーロ
France	フランス	Euro	ユーロ
Germany	ドイツ	Euro	ユーロ
Greece	ギリシャ	Euro	ユーロ
Iran	イラン	(Japanese Yen)*	日本円
Ireland	アイルランド	Euro	ユーロ
Italy	イタリア	Euro	ユーロ
Latvia	ラトビア	Euro	ユーロ
Lithuania	リトアニア	Euro	ユーロ
Luxembourg	ルクセンブルク	Euro	ユーロ
Malta	マルタ	Euro	ユーロ
Monaco	モナコ公国	Euro	ユーロ
Myanmar	ミャンマー	Japanese Yen**	日本円
Netherlands	オランダ	Euro	ユーロ
New Zealand	ニュージーランド	New Zealand Dollar	ニュージーランド・ドル
North Korea	朝鮮民主主義人民共和国	(Japanese Yen)*	日本円
Norway	ノルウェー	Norwegian Krone	ノルウェー・クローネ
Portugal	ポルトガル	Euro	ユーロ
Singapore	シンガポール	Singapore Dollar	シンガポール・ドル
Slovakia	スロバキア	Euro	ユーロ
Slovenia	スロベニア	Euro	ユーロ
Spain	スペイン	Euro	ユーロ
Sudan	スーダン	U.K. Pound	イギリス・ポンド
Sweden	スウェーデン	Swedish Krona	スウェーデン・クローネ
Switzerland	スイス	Swiss Franc	スイス・フラン
United Kingdom	イギリス	U.K. Pound	イギリス・ポンド
上述以外国家	上記以外の国	美元	アメリカ・ドル

* 仅日本的银行受理付款。

日本の金融機関でのみお受け取りいただけます。

**可汇款至缅甸的银行为以下3行。(截至2017年1月)

ミャンマーの送金可能な銀行は以下の3行です。(2017.1現在)

Myanma Foreign Trade Bank

Myanma Investment and Commercial Bank

Co-Operative Bank Ltd.

退出补助金申请书（国民年金/厚生年金保険）

机构填写栏

脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)

受付番号 (日本年金機構記入欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※支付退出补助金后，作为退出补助金计算基础的年份不再是年金参保年份。请仔细阅读退出补助金请求书第 4 页上的主要事项，在充分考虑将来的年金领取后，如果还是希望领取退出补助金，请务必在“2”栏上签名。被保险人年份较多者，如果没有在“2”栏上签名，为确认申请的意图可能会退还资料。

※脱退一時金を支給した場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は年金加入期間ではなくなります。脱退一時金請求書の 2 ページ目の注意書きをよくご覧いただき、将来的な年金受給を考慮したうえでなお脱退一時金の受給を希望される場合、必ず「2」欄に署名してください。被保険者期間が長期にわたる方で「2」欄に署名がなされていない場合、請求の意思の確認のために書類をお返しの場合があります。

(記入はアルファベットの太く内のみ記入してください。)

◎ 请填写下面的 1 至 6 项的内容。

1. 填写日期 記入日
年 月 日

2. 申请者本人的署名(签字) 請求者本人の署名(サイン)

3. 永住许可的有无(许可日期) 永住許可の有無(許可日)
无 / 有 (日期:)

4. 申请者姓名、出生年月日及住所(請求者氏名、生年月日及び住所)

姓名 氏名															
出生年月日 生年月日					年					月				日	国籍
住所 住所															
													国名		

5. 退出补助金的汇入帐户(脱退一時金振込先口座)

机构填写栏 日本年金機構記入欄	1	3	銀行コード							支店コード							預金種別	1
銀行名称 銀行名																		
分店名称 支店名																		
分店的所在地 支店の所在地																国名		
帐户号码 口座番号																银行的证明印 銀行の証明印		
申请者本人的帐户名义 請求者本人の口座名義	English カタカナ(日本国内の金融機関を指定した際のみ記載)																	

6. 年金手册的记载事项(年金手帳の記載事項)

基础年金号码 基礎年金番号																		
各制度的记号号码栏 各制度の記号番号																		

机构填写栏 (日本年金機構記入欄)	日本年金機構決定印	日本年金機構受付印						
加入制度 チェック 1 チェック 2 チェック 3 チェック 4								
<table border="1"> <tr> <td>厚年</td><td>船員</td><td>国年</td> </tr> <tr> <td>国共</td><td>地共</td><td>私学</td> </tr> </table>	厚年	船員	国年	国共	地共	私学		
厚年	船員	国年						
国共	地共	私学						
(送金先国)(課税△/非 0)(本人請求△/他 2)(日独非対象者△/対象者 01)								

(入力回付年月日)

附件（※如果没有附上①～④的文件等，就会退还申报。因此请注意不要有遗漏）

添付書類

（※①～④の書類等が添付されていない場合は、請求書をお返しすることになりますので添付もれのないようお願いいたします。）

- ① 护照复印件（可确认姓名、出生日期、国籍、签名、居留资格的页面）。
パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
- ② 护照复印件（确认您最后从日本离境的页面）。
パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日が確認できるページ)
◎ 如果回国前在日本国内提交申请书，为替代上述②，请附上注明预定迁往日本国外字样的住民票复印件或住民票的除票等，可确认已向市区町村提交迁出申报的资料，于住民票的迁出（预定）日以后向日本年金机构提交。
◎ なお、帰国前に日本国内から請求書を提出される場合には、上記②の代わりに日本国外に転出予定である旨が記載された住民票の写しや住民票の除票等、市区町村に転出届を提出したことを確認できる書類を添付し、住民票の転出（予定）日以降に日本年金機構へ提出してください。
- ③ 申请书的「银行帐号证明印章」一栏中盖上银行证明印章，或提交能确认「银行名」、「分行名」、「分行所在地」、「帐户号码」以及「申请人本人的帐号名义」的材料(银行发行的证明书等)。另外，如果是日本国内的金融机关，银行帐号名义必还要有片假名登录。不可在邮储银行领取脱退一时金。
請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類を添付してください(銀行が発行した証明書等)。なお、日本国内の金融機関で受ける場合は、口座名義がカタカナで登録されていることが必要です。
※ゆうちょ銀行では脱退一時金を受け取ることができません。
- ④ 国民年金手冊、其它可确认基础年金号码的资料
国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

请填写加入政府的年金制度(厚生年金保险、国民年金、船员保险、共济组合)的期间。

公的年金制度(厚生年金保険、国民年金、船員保険、共済組合)に加入していた期間を記入してください。

简历(加入政府年金制度经过) ※请尽量详细、正确地填写。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけくわしく、正確に記入してください。

(1) 事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名 事業所(船舶所有者)名称及船員身份时的船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所 事業所(船舶所有者)的所在地或国民年金加入时的地址。	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間 工作期间或国民年金的加入期间	(4) 加入していた年金制度の種別 加入年金制度的类别
		から(开始 ~) まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合 国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合
		から(开始 ~) まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合 国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合
		から(开始 ~) まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合 国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合
		から(开始 ~) まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合 国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合

(注) 加入国民年金的期间只填写居住的地址。

(注) 国民年金に加入していた期間は、住んでいた住所のみを記入してください。

填写时的注意事项

务请逐一不漏地填写申请书中 1 至 6 项的内容。
如遇未填写的情况，会有退回该申请书的情形。

- ① 请以大写英文字母(拼音字母)一项不漏地填写第 4 项中的申请者姓名、出生年月日和住所以及第 5 项的退出补助金的汇入帐户。
- ② 请在第 6 项的“年金手册记载事项”的基础年金号码栏中填写记载于年金手册上的基础年金号码，并在“各制度的记号号码栏”中从新填写到现在为止加入过的年金制度之年金手册的记号号码。
- ③ 请不要填写“日本年金机构记入栏”。
- ④ “年金手册的基础年金号码以及年金手册的记号号码”将在日后照会时使用，所以在提交申请书时，务请将该号码记下来作为备忘之用。
- ⑤ 如果您不知道基础年金号码，请填写 14 页的履历栏。

記入上の注意

請求書の 1～6 については必ず記入してください。

記入のない場合は請求書をお返しする場合があります。

- ① 「4.請求者氏名、生年月日及び住所」及び「5.脱退一時金振込先口座」は、アルファベット大文字で記入漏れのないようお願いします。
- ② 「6.年金手帳の記載事項」の基礎年金番号欄には年金手帳に記載されている基礎年金番号、各制度の記号番号欄には今まで加入したことのある年金制度の年金手帳の記号番号を転記してください。
- ③ 「日本年金機構記入欄」は、記入しないでください。
- ④ 「年金手帳の基礎年金番号及び年金手帳の記号番号」は、後日あなたが照会するときを使用しますので、請求書を提出するときは必ず番号を控えておいてください。
- ⑤ 基礎年金番号がわからない場合は、14 ページの履歴欄を記入してください。

(2017.4)

将其剪下，在提交请求书时贴在信封上。

切り取って請求書送付時の封筒に貼って使用してください。

(从日本国内寄送时寄送地址也相同。)

(日本国内から送付する場合も送付先は同じです。)

AIR MAIL

Japan Pension Service

3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-Ku,

Tokyo 168-8505 **JAPAN**

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号

日本年金機構 (外国業務グループ)

TEL. +81 - 3 - 6700 - 1165

(The telephone service is in Japanese.)